令和5年5月1日 規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号)、障がいを理由とする差別 の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)、その他の法令の定めに基づき、 障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がい学生とは、身体障がい、発達障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がい(難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。)があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。障がい学生支援の対象となる者は、本人が支援を受けることを希望し、かつ第7条に定める公立小松大学教育企画委員会において、その必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、最高管理責任者として障がい学生が修学における不利益を受けないよう配 慮するとともに、障がい学生の支援方策等を推進する責務を有する。

(副学長の責務)

第4条 副学長は、総括監督責任者として最高管理責任者を補佐するとともに、修学における大学全体の具体的な支援方策等の推進を監督する責務を有する。

(学部・研究科長の責務)

第5条 学部・研究科長は、監督責任者として、学長又は副学長の命を受け、所属する障が い学生が修学における不利益を受けないよう、具体的な支援方策等を構ずる責務を有す る。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の修学における支援方策等の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

- 第7条 障がい学生の修学支援に関する事項においては、公立小松大学教育企画委員会(以下「委員会」という。)で審議し策定する。
- 2 支援は、障がい学生が所属する学部、研究科が主たる責任を持って実施する。
- 3 委員会は、支援が円滑に行われるよう、関係部局間の調整を行う。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第8条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(支援に関する事務)

第9条 支援に関する事務は、事務局学生課において処理する。

(秘密保持義務)

第 10 条 障がい学生支援に従事する者または具体的支援に係る事務に従事していた者は、 正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らし てはならない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和5年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。